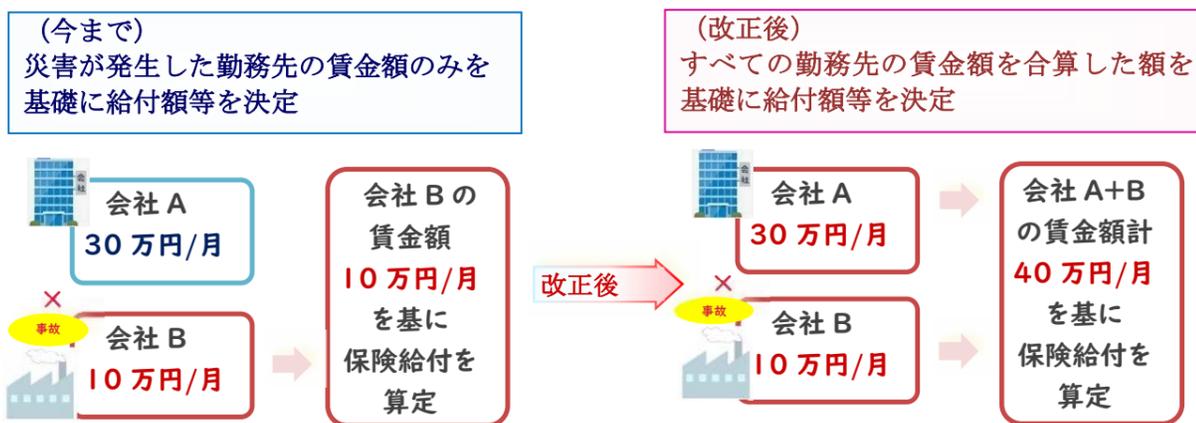


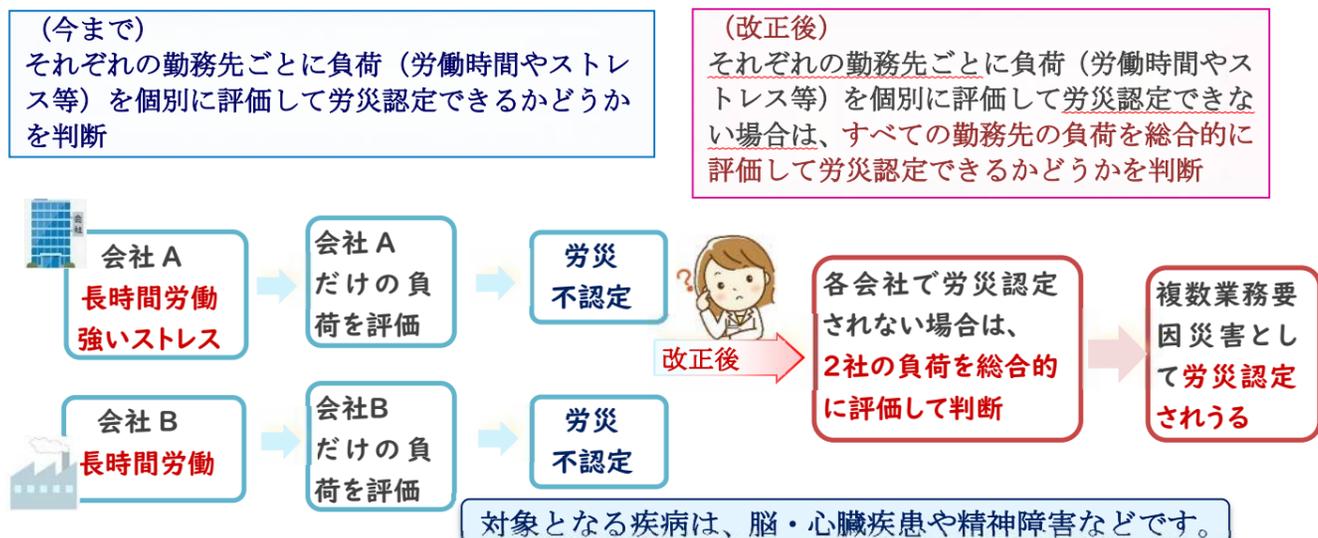
複数の会社等に雇用されている労働者の方々への労災保険給付が変わります!!

令和2年9月1日以降、事業主が同一人でない複数の会社で働いている方が、仕事にけがや病気をした場合が改正事項の対象となります。主な改正点は以下の2点です。  
 …2020年9月1日施行（労働者災害補償保険法の改正です）

1. 賃金額を合算して保険給付額等が決定されます。



2. すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定が判断されます。



★実際の労災請求事案の審査に当たっては、まず、業務災害に該当するか否かを判断した上で、これに該当しない場合に、複数業務要因災害として労災保険給付の対象となるか否かを判断していくこととなるものです。

労災保険のメリット制には影響はありません。

労働者の方だけでなく、特別加入者も対象となります。

《筆者：山本智美》

お知らせ

- 算定基礎届による標準報酬月額の変更に9月分より適用となります。各人ごとの保険料については、順次担当よりお知らせ致します。
- 厚生年金の標準報酬月額の上限の変更（令和2年9月改正）  
 厚生年金の標準報酬月額の上限等級（31級・62万円）の上に1等級が追加され、上限が32級・65万円に引き上げられます。尚、新等級に該当する方は報酬月額が635,000円以上の方です。
- 健康診断の実施について  
 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年6月末までの間に健康診断の実施時期を延期したものは、できるだけ令和2年10月末までに実施してください。
- 最低賃金の改正について（令和2年10月1日改正）  
 栃木県では、853円から**854円へ、1円の引き上げ**になります。

自然との共生

長野・群馬県に位置する『根子岳』（花の百名山）『四阿山』（百名山）を歩いてきました。北アルプスの眺めと花の宝庫で人気のある山です。上田市の菅平高原から登りました。



わたしのひとこと

パワーハラスメント防止措置が今年6月から事業主の義務となりました。（中小事業主は2022年からとなります。）イジメ、嫌がらせ等が何故起きるのでしょうか？どんな言葉、態度がパワーハラスメントになるのでしょうか？

～入社2年目の社員に対して～

「お前はミスが多すぎ、何度言ったらわかるんだ！何時になったらきちんとした仕事ができるんだ！もう、教えないからな！！」  
 「また、ミスをしたのか！！お前は給料泥棒だな！何度注意してもできないのは問題だぞ！何とかしろ！もうお前の顔は見たくない！」

これでは人は育ちません。まず、ミスの原因がどこにあるのかを把握することです。上司の教え方に問題があるのか、本人の理解力及び判断力不足なのか、ちょっとした勘違いなのかを探り、原因を把握し、そこを改善することです。ミスを起こさない人間はいません。人は神様ではないのです。大切なのはそのミスを改善するための注意の仕方、反省、そして上司・部下との信頼関係なのです。

「最近、君のミスはなくなったね。僕の指導にも問題があったかもしれない。お互いに頑張ろうな。」  
 この一言・態度が一人の社員を育てていくのです。 鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所  
 〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL:028-635-9752 FAX:028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: [nabeshima@nabeshima-sr.or.jp](mailto:nabeshima@nabeshima-sr.or.jp)

